

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

令和三年七月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和三年九月十一日（土） 午後一時から	奈良県文化会館（奈良市登大路町六―二）
令和三年九月十二日（日） 午後二時から	奈良県社会福祉総合センター（橿原市大久保町三二〇番一）

令和三年九月十一日（土）の午前十一時の時点で気象庁が奈良市に気象警報若しくは洪水警報又は気象特別警報を発表している場合又は同月十二日（日）の正午の時点で気象庁が橿原市に気象警報若しくは洪水警報又は気象特別警報を発表している場合は、公聴会開催の日時及び場所を次のとおり変更します。

日 時	場 所
令和三年九月十八日（土） 午後二時から	奈良公園バスターミナル（奈良市登大路町七六番地）

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

1 変更案を作成しようとする都市計画区域

大和都市計画区域及び吉野三町都市計画区域

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

都市計画の種類	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	奈良市の一部、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市の一部、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市の一部、生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町及び安堵町、磯城郡川西町、三宅町及び田原本町、高市郡高取町及び明日香村並びに北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町及び河合町
吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	吉野郡吉野町の一部、大淀町及び下市町の一部

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室及び関係市町村都市計画担当課において、令和三年八月二日（月）から同月十六日（月）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（関係市町村の住民その他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室（奈良市登大路町三〇番地）に令和三年八月十七日（火）午後五時十五分までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者としします。

六 変更案に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策

室（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問合せ

奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

令和 年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 殿

住 所
氏 名
職 業
年 齢
電話番号

令和3年7月30日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に出席し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

記

1 公述希望日（該当するものに○を付けてください。）

ア 令和3年9月11日（奈良会場）

イ 令和3年9月12日（橿原会場）

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

（注）別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。